

講 当・株 講・親 方 子 方

——京都府加佐郡大江町調査報告 其一——

余 田 博 通
光 吉 利 之

宮座の分布に関する調査は、肥後和男（以下敬称を略す）によって始められ、「宮座の研究」には昭和十年から十二・三年頃にかけての調査結果が、県別に示されている（七九—一六頁）。

幾つかの村落を対象にして、われわれは家と村落とに関する諸問題を追究するために調査してきたし、また続けているのであるが、氏神あるいは産土神に関する神事が村落生活の一の重要な側面をなしており、いうならば村落共同体の一体性もしくは全体性の象徴でもあったことを否定することはできない。

しかしながら神事そのものだけを取り上げても、幕藩体制下においてすらそれは決して固定していたものではなく、様々の変容を示すのであるが、その背後には村落社会の構造の変化と、政治行政上の変化とがあった。それらの関係を探求することは、今日では困難になってきており、明治期およびそれ以後におけるそれもかなり困難であるが、しかしこれは今次大戦前の村落を研究する場合の前提である筈である。

さて、宮座を「神事」組合とし、これに特権を有するものと然らざ

るものとを分類したのは肥後和男であるが、この宮座と他の一般の氏子組織との区別はどのように考えられているのであろうか。この点について肥後は中山太郎および中川政治、とりわけ後者の見解を高く評価し、これを宮座の内的構造の特徴と見なす。念のため左に引用すれば（肥後和男著「宮座の研究」三五頁）、

- 一 宮座は必ず神社を中心として組織せらるるものなること。
- 二 宮座に属する家筋では、交代に神社の祭儀を司り、其の間中は神主となり、併せて神社維持の任務に当ること、但し多くは一年交代である。
- 三 宮座には座席の順序が嚴重にして、一老、二老、三老と称するものありて順次着席す。多くは年令順若しくは登録順である。
- 四 宮座の権利は其の家に附属するを原則とする。但し養子、入贅の場合は、其の者一代だけ権利を停止せらるることもある。又金穀の納入によりて直ちに権利を取得することもある。
- 五 宮座に属する家の権利は貧富官位にかかわらず、凡て平等であること。
- 六 宮座の家に生れた男子（又は養子入贅）は、或る年令に達する間に、神社に保管してある宮座帳に姓名を登録して、其の資格を明確にすべき手續を執らねばならぬこと。
- 七 宮座に属するものは年令の如何を問はず登録の順によりて当屋を務むること。但し年令順に当屋を務むることも少くない。
- 八 宮座の権利ある家の男子でも、他に分家したる場合は座入として足洗と

称し、加入金を納め、其の者一代又は永久に宮座の権利を失ふこともある。

九 新たに宮座に加入せんとするものに対しては、宮座の定規により、神社或は宮座中に冥加金を納めさせて許す土地とこれに反して絶対に許さぬ土地とがある。

十 宮座の家筋にて一年又は一代間中絶の場合は先規により金穀を納入せなければならぬ。

十一 宮座の共有してゐた田畑山林に關し、其の一家が廢絶したる時は、他の座中の者が耕作の権利伐採の権利を取得するのを通例としてゐる。

十二 宮座の名称は一般的に用ひられてゐるが、是には土地により種々の異称のあることは言ふまでもない。例へば宮中間、結衆、明神講、宮講等の名称があるが、之は内容に於いて同一であるから、宮座の異称に過ぎない。

とりあえず、われわれは右の見解を研究の糸口とする。対象としては一方に株座を奈良県の村落に求め、他方村座を京都府から兵庫県にかけての地域に求めた。

ここでは後者を求めて数日間京都府加佐郡・与謝郡の一部を歩いてみた結果と其の後二回にわたり調査した大江町北原について一応報告の形で書こうとするのであるが、当初は「宮座の研究」の九五頁にある表を頼りにして出発した。往訪の村落は、河守町内宮・天田内・尾藤・宮津市喜多・由良・宇谷・北原であるが、内宮・喜多・北原を除く村落は、右の表によれば氏神講が存在するとされているのであって、これが村座の一の型であると思われたからである。これらの氏神講を右の十二の指標によつて検討しようとするのが、まずさし当つての課題である。この地域をえらんだ一つの理由は、内宮と天田内に元伊勢内宮Ⅱ皇大神社と外宮Ⅱ豊受大神社とがあり、この地方の人々の崇敬社であったのであるが、これらの神事組織と各村落の、とりわけ内宮の彌加宜神社と天田内の二宮神社の神事組織とは如何様な關係にあるかを知りたいと考えたことであつた。

註。元伊勢について、加佐郡誌は「祭神 天照皇大神、由緒 当社は崇神天皇の御代大和国笠縫の里から当国吉依宮へ御遷幸の御此の地に暫く御

鎮座あらせられ、垂仁天皇の三十六年今の伊勢五十鈴の川上に御鎮座あつて以来、世俗に此所を元大神宮と称する様に成つたと古老の口碑にあるけれど、何等旧記がなく考証の資料を得る事が出来ない」と。また

「祭神 豊受姫命、由緒 当社は雄略天皇の二十二年天皇親しく天照大神の神詔を受け丹波国丹波郡比沼の麻奈為に座す豊受大神を伊勢国度会の外宮に遷し奉つた時暫く河守庄天田内の里である船岡山に鎮座ましまたのに起因する由碑に残つてゐる」と。他の資料によつても、現在のところこの程度以上のことは分らない。

以上の如く考えてわれわれは聴取りをしてゆく内に、宮座とは別にこの地域では株講が形態だけは今日も残っており、またはるかにそれ以上の意味をもつて親方―子方關係が残存しており、それらが相互に異なつた累積の仕方でも重なつてゐることを知つた。

氏神祭祀は同族集団によつて行われてきたのであろうが、幾つかの同族集団が形成されるか、あるいは移住者をも加えて村落を形成するに従い、産土神としてある同族の神が転化するか、それよりもむしろ新たに神を勧請したのであろう。同族はその關係が弛緩するに及んで、換言すれば分家が本家より自立の程度を強めるに従い株講を組織するに至り、移住者もそれに加えてもらうか、あるいはそれにならつて株講を作り、株内は同じかまどの分れという意味であらうか荒神をまつり、株荒神と称してゐるのはこの地方に一般に見られるところである。株講が一年に一回行ふ株講の集會には、床の間に荒神の掛軸をかける。株講は、しかしながら年一回の株講といわれる程に早くから形骸化してしまつたのであつて、株内の相互扶助の事實は全然といつてよいほど聞かれない。村落の家々の盛衰浮沈が繰り返された結果は、株内の範圍をこえて相互扶助というよりも、強き者を求めて被護を受けようとする弱者の親方どりが生じ、親方―子方關係が存続してゐたのは相當の長期にわたるのではなからうか。親方―子方關係の原型は、この地への定住の仕方に源を有するのであろうが、農民の

土地集積への方向に農民の小作化、あるいは生産物の商品化と共に、株内の内外に子方が生じて同族株は株講という集會にまで下り、それに代つて寄生地主に小作関係あるいはより一般的に富者と貧者または分化した諸階層を基礎とする親方—子方関係が支配的になったのではないであらうか。農地改革までは、この関係がかなり重要な意味をもっていたと思われるのであるが、今日もなおその余喘を保っている。

講當・株講・親方子方は、この地方の社会的展開を特徴づけるものであるが、更にその変化を基礎づけるものとして幕藩体制下における被支配層の分化・明治期以降における農民層の分化・分解があるわけであり、このような諸関係を追究しようとしているのである。

このような調査をする場合、古老よりの聴取りもまだ可能であるが、それを裏付ける史料を大切と心得、村落史料の豊富なところをえらばねばならない。われわれは前記諸村落を往訪してゆくうちに、河守—普甲峠—宮津を結ぶ京街道沿いの元伊勢内宮鎮座の内宮部落より約四軒西方の山村北原部落にたどりついたが、ここでは「お講當」神事がなおかなり嚴重に行われており、講當入り行事としてのからすでんがく（烏田樂）は、戦時中から中止していたのであるが昨年京都二条城においてこれを披露したのを機会に復活しようかと話合っているのであって、この地域の講當の姿を今に残しているのである。またここには区長持廻りの幕末以来の北原区有文書も相当の量残されているのである。われわれは詳細に検討してゆくべき調査対象として、ここ北原をえらび右の文書の重要なものをフィルムに収めた。古老よりの聴取りもまだ可能であり、それを裏付ける村落史料も採集できたが、しかしながら、それも限られたものであるから、むしろ種々の視点について現状を明らかにしてそれから遡るという方法を主として取ることにならうと思う。

この稿においてはさし当り講當・株講・親方子方のあらましを記すにとどめ、詳細な分析は今後にゆずることにした。

二

北原村は、慶長年間の検地になる京極丹後守高知揮領地郷村帳によれば四三石三斗七升、大江山の南方の山間に位置する村落である。大江山附近は鬼退治伝説の豊富なところであるが、この北原はその南方の小原田と共に、村の起源に平家の残党伝説をもつところであつて、平家の上総五郎・越中次郎・伊藤迫田太夫・太隅某等が源氏の追討のがれて紀州熊野権現の社殿にかくれ、山伏の姿になつて落ちのび定住したところといひ、氏神として熊野神社をまつている。

熊野神社の由緒は「神社明細帳」（明治十七年十一月調 北原村総代 越中清左衛門）に次のように記載されているが、勧請年代は不明である。

京都府管下丹後国加佐郡北原村字寺谷

村社

熊野神社

一祭神 榊御氣野命 伊邪奈岐命

伊邪奈美命

一由緒

勧請年月ハ詳カナラサレ共元此村方ノ姓ハ平氏ノ同族ニテ彼ノ檀ノ浦ノ役後平家上総五良越中二良伊藤迫田太夫大隅某等今此四姓トモ苗字ニ用ユ落チ来リ当地ニ墾ニ隠レ住居セシヨ原因ニテ先キニ平氏ノ清盛重盛及ヒ宗族皆紀州熊野神社ヲ崇敬スル事一方ナラス故ニ同族ノ義ニ付住居経ルニ從ヒ元信仰ノ神故終ニ当社ヲ氏神ト勧請シ奉ル其レヨリシテ越中二良ハ子ハ当地ニ残セルモ自身但馬城崎郡ニ於テ源氏ノタメニ討ルナリ又平族携帯ノ品ニハ紅色ノ旗是レハ伝来スルモ雪霜経ルニヨリ漸次ニ消滅ス上総五良ノ持チ来リシ刀有リ其族家ニ存在スルヲ中古或ル者来リ家ニ崇ルトカ何ントカ惑ハサレ行得知レサル所ヘ納ツ伊藤迫田太夫ノ持チ来リノ五人張リノ弓近年迄モ該族家ニ水汲捧ニ杯相用井居リシカ当

時紛失ス只平族携帶現在ノ品ハ矢ノ根斗リニ有之候如此当
村平氏ノ同族ニテ原ト崇敬ノ熊野大神ヲ氏神ト勧請シ奉リ
シト相見エタリ

明治十七年十一月十九日

河田実貫

氏子総代

一本殿 梁行 壹丈五尺五寸
桁行 壹丈七尺

上総久左衛門
越中清左衛門

一篋屋 梁行 壹丈六尺七寸 (大正十四年調取消)
桁行 貳丈參尺

大隅政右衛門

一境内坪数並地種 五百貳拾二坪官有地第一種

右村戸長

一境内神社 三社

亀井久左衛門

森中神社

祭神 不詳

由緒 不詳

建物 梁行 三尺
桁行 壹尺六寸

上家 梁行 四尺三寸
桁行 三尺二寸

胞神社

祭神 不詳

由緒 不詳

建物 梁行 貳尺壹寸
桁行 壹尺七寸

上家 梁行 四尺
桁行 四尺

山神社

祭神 大山積命

由緒 不詳

建物 梁行 八尺
桁行 二尺八寸

一氏子戸数 四拾七戸

一管轄庁迄距離里数 貳拾八里

以上

右兼務河守四ノ宮神社祠掌

古来より当社祭祀組織として「お講当」があり、祭祀にはかなり
嚴重な座礼が行われ、この地域の「お講当」の原型とみられるものを
残している。まずその概要を記す。

構成。「お講当」は村座の形態をとり、北原在住の全戸によって構
成される。座入は「お講当入り」といわれるが、その年令はほぼ満五
・六才である。座入にさいして新加入者は氏子帳(明和九年十一月起
「丕不し銀覚」に氏名を記入し一定額の料金を納入する。「丕不し銀
覚」によれば、明和九年以降銀三匁とあり其の後変化しているが、大
正元年以降は参銭、現在五拾円である。この手続をおえたものを「エ
ボシ子」という。入座式は旧九月六日より九月十二日まで七日間にわ
たるお講当祭礼のうち、九月九日の烏田楽(からすでんがく)の奉納
によって行われる。養子もこの踊りの奉納によって座入できるが、ふ
つう来住の年か子の出生年に行う。また、座入の資格は熊野神社の鎮
守地域の外に移住すれば失なわれる。

当屋。当屋(その主を当人とよぶ)の決定・禁忌・役割などにもか
なり嚴重な規則がある。当屋は入座順すなわち「丕不し銀覚」記載の
順序で決定されるのが原則であるが、勤仕に故障が生じると(過去一
年間に家人中より死亡者を出した場合等)記載順に次の者に送られ
る。当屋の交代は、お講当祭礼のうちの九月八日の「お当渡し」の神
事を中心として行われる。後述のように、当日上番(新当屋)は下番
(旧当屋)より「お当箱」を引継ぐ。任期は一年である。当屋の役割
は神事の内容が複雑なため、かなり繁雜であるが、主としてお講当祭

礼の神酒・神饌その他の神供品の調備とその後の直会の準備などである。また、禁忌については、次のような規定がある。当屋期間中は一切不浄に触れてはいけない。葬式に参列せず、四つ足を食せず、牛舎の肥出し、屋根の葺替も厳禁される。また他人の家の屋根の葺替にも屋根にのぼれない。火災にも立会えない。この期間中、自分の箸を携帯使用しなければならぬ。当人の妻は月経時には家人とは別に庭で食事をしてなければならない等々である。

榑取(花取)。宮座は神を祭る組織であるから、この祭を主宰するものが必要である。ここでは当屋神主のことを榑取とよぶ。榑取も当屋と同様にその決定・役割などに特徴がみられる。決定は区の選挙によって行われる。必ずしも当屋を勤めたものに限定されないが事実上は長老中より選出されるようである。選挙は現在区の初集会一月十六日に行われている。任期は一年である。「熊野神社、神主心得」(明治二年写)に次の記載があるが、後述するお講当祭礼以外にも、かなり繁雑な役割を担当していることがうかがえる。

ひがんかくらのこと

一 御酒米一合五勺一人まい金一銭づつこうじ代

一 頭米一人前五勺づつこれを四升五六合みこへやる事

のこりはやどの方へ入用也

一 氏神様始め

一 白初穂の御酒御白い餅箸ではさんでカナゴさんのもとへそなへる

一 かまどきよめ

一 村内神様のこらす

一 薬王寺様

一 地主荒神村内のこらす

一 稲荷様

一 三つ御山御神楽

一 恵美須様

一 三宝荒神様

一 山の神様

一 広峰様

一 浦島様

一 大黒様

一 日本国中の神々様のこらす

添へかぐらたのむ人の内午の年の人から次々にあつめて申上げる御酒白米餅一人々々そなへるなり

.....中略.....

毎年祈願行事(備考、以下は明治三年二月の改正)

明治三年二月朔 改

旧三月七日 村酒迎 御酒を花取より氏神様へ供へ代参の人をまか

なふ

旧五月 虫送りをして風除けの願をする

旧六月二十三日 愛宕宮祭り庄屋の内にて幣四本作一本は神床に三

本は万燈に

旧八月 ひがんかくら 八日

花取御神殿を開き当人よりの供物を捧げる当人は御酒および漬物

肴を奉る御供には魚類一切禁ずる

旧九月六日

講当御神楽朝飯宿より出る

一 花取へ御礼 酒一升白米外見合

一 酒作頭司へ御礼酒一升白米外見合

(備考、以下は明治三年以後の改正のようであるが年代は不明)

第一毎月朔日山神祈願する事其月のさいなん字内にないようにたの

む

第二大江山祭には前日より上り本殿の手伝をする事

第三夏祭りも同じ

第四八月祭り当日立会ふ事

第五五月土用稲虫送り神々様へ願立する事

願立の方法

第六七難ことごとくめっし七福すみやかにしよぶするように頼み置

く事

右七なんととは火なし水なし病なしぞくなしかせなしユキなし人間のおさへにもけしきいたみ虫のさわりなきようこれも七なんの内

なり

第七

熊野神社大神

天の岩戸大神

天照皇大神

鬼嶽大神

山の神

栗賀神社

風の神

広峰神社

八坂神社

葉王寺天皇

大川神社

秋葉神社

愛宕神社

寅石不動

不動明王

第八八月朔祭り前日に神々様へ八度のねり込みを氏神本社へ秋のを
めんは一切お願する事

第九六月二十三日の午後区長初め役人と秋葉様と愛宕様へ来る区民
も一同来りて万燈を上げて御酒を頂く火なんの除けをたのむ事
第十祈禱初めは春のずくり心経を三度次はなむあみ(陀)仏御日待
祭りは一年に三度旧正月五月九月に氏神へ夕食米四合づつ当番が
集めて区民晩にこもる明朝心経をとなへて聞く此時花取の人は集
米出さいでもよい外に雨ごい日まつり

お講当神事。以上のように北原では座入、当屋の交代その他お講当
に関する重要な神事はすべて旧九月六日より九月十二日にわたるお講
当祭りに集中している。まず六日には水取り神事と竈清めが行われ
る。七日は「お当渡し」の準備、八日に「お当渡し」があり当屋の交
代が行われる。九日には入座式として烏田楽が奉納される。十日には
その後片付け、十一・十二両日は祭礼のために働いたものへの慰労・
饗応がある。これらの一連の神事の様式はかなり複雑である。そこで
それぞれを主として前掲「神主心得」を聴取りによって補足しながら
説明する。

まず祭礼の準備はかなりはやくからはじめられる。当人は当屋期間
中神酒用の米約二石を講当田で作る。神酒造りは当人の依頼によって
部落の古老があたる。またこの祭礼期間中は部落全員が食事毎に新し
い手製の白衫箸を使用しなければならぬので、稲刈前に当人、その
近隣・株内の協力で約二千人分の箸を作り繩に編んで宿につるしてお
く。なお、祭礼の約十日前に「お当渡し」の宿の準備として壁の塗替
などをする。

旧九月六日。水取り神事。前掲「神主心得」には、これについて次
の記載がある。(以下引用資料はすべてこれによる)。

(前略)……………

旧九月六日朝水り取り

宿にて朝めしでるが例なり

御供物御幣は前花取より指手請け切るなり

一 三宝 荒 神 様	一 愛 宕 神 様
一 熊野 神 社 様	一 秋 葉 神 様
一 山ノ 神 様	一 水 神 様
一 村内地主荒神様	一 大江山稻荷様
一 村内神々残らず	一 但馬妙見様
一 播摩天王様	一 葉王寺様
一 浦 島 神 様	

日本中神々様不残当人を始め家内中の年申上る御神楽上納なり

六日早朝の水取り神事は、旧当屋と新当屋が宮津の犬の堂海岸で水
垢離をとる潔斎である。その後下番の宿で「竈清め」が行われる。こ
れは神取が主宰する。神取は下番の宿に注連飾をはり、神棚に供饌し
て前記の神々をまつる。この儀式が終るまで当人は宿から外出できな
い。なお当日下番はお講当日のための薪木、里芋約三百貫その他の野
菜を準備する。

旧九月七日朝

一水り取里十二燈明上げる夜明次第御勧めいたし味噌醬油神酒米飯御奉仕

次に庄屋様へ酒一升初穂おくるなり
是れすむ迄は少しも手を附ける事相成不申候

七日は「お講当渡し」の準備が行われる。当日は下番宅にその近隣・親戚が参集し、部屋を片付け、注連飾をはり、古来使用されてきた汁椀（平常は氏神に保管）など食器類の用意をし、おわれば当人よりの饗応をうける。また榊取は神前に味噌、神酒、米飯などを供饗する。

旧九月八日

御燈明十二筒づつ三度上

餅御供五ツと七ツと二ぜん是れは老人のけがれない者へ申付け造るなり

御当渡しの御箸一年に一せんづつつみ十二ぜんになると御本殿に納め右の一ぜんにつつまはじめるなり

ひるの御膳

一向附けはタデは木皿へミヨガ付けて御膳仕立るなり

一向看餅御膳は生タデ・ミヨガ付御膳仕立二度共も花取上座次に庄屋次に一番古き人から順番に附くなり中膳は男子斗りすへるなり

踊りこしらへ

一御幣をはじめこよにて切り御串二本にて仕立るなり七たれのでにかさを附ける七通り造るなり

例によりてユズのはんでネジ木の実のしるで菊形のはんをおす

次に御当渡し

一右の通り御膳定め其所へ始め志やく人其年のエボシ子二人盃として黒飯椀を使う豆蝶子二ツ

花取より当人にさす一ツは古い当人に庄屋よりさす古い当人より花取さす此時御当渡し次に志やく人二人出るひき渡しかわるなり米に

汁椀の盃、盃を花取にさす花取わ古い当人に渡す又一つは庄屋にさす庄屋より新当人にさす次々に返盃して前後何れも次々にまわす終りて酌人どうし盃して終るなり

八日は「お当渡し」の日である。早朝全員が当屋に祝米を持参し、記帳をうけてのち氏神に行き「お当渡し」の式場の準備をする。式場には長膳の上に黒塗りの汁椀一つ、豆銚子二つ、蓼、茗荷、莢豆をそれぞれ置き、席順を示す番号札をそろえる。一方榊取は七つと五つの餅を重ねた膳を二つ、神酒、米、野菜（茗荷、蓼、莢豆いづれも生）を供饗する。参列者は新旧当人、榊取、すでに当屋を勤めたもの全員および酌人として上番エボシ子二名、下番エボシ子二名（上番エボシ子とは当年加入者、下番エボシ子とは前年度加入者をいう。当日は麻袴、紋服、白足袋の服装をする）、その他現在では区長が列席する。席順は榊取、区長が正座、長膳の内側に上番・下番、その他は氏子帳記載順に着席する。儀式は下番と区長の挨拶よりはじまる。次いで榊取および区長よりそれぞれ下番に盃あり、下番より榊取に返盃する。ここで下番より上番へのお当箱の引継ぎがある。「お当箱」には熊野大権現の軸と白和紙に包んだ白杉箸が入っている。この箸は毎年「お当渡し」の際一膳づつ入れられ、十二膳すなわち十二年になればまとめて神前に供える。この際榊取より上番に当人の禁忌について説明がある。次にエボシ子同志の盃のとりかわしがありそれを榊取に返盃する。次いで榊取は旧当人および区長にさし、区長は新当人にさす。以後座席順に取りかわし最後に酌人同志くみかわして終る。なお「お当箱」はこの儀式の後当人の床の間にまつるが、当人に出産あれば奥北原は栗賀神社、口北原は熊野神社に約一ヶ月あづける。式の後下番の宿で直会がある。これには前記列席者以外に下番の株内、その他村内外の親戚、近隣の者などが参集し里芋、菜漬などで飲食する。また当日は、新加入者の「えし銀寛」への記帳と烏田楽踊の準備も行われる。当日作られるものは、幣、七垂れの紙垂である。この紙垂には、柚子の実の切口に楨木の汁をつけ菊形の紋様を押し紙笠をつけ

る。

旧九月九日祭礼

先づ花取は御供物を奉げ祭礼のよしを申上げる次に親鳥に幣を渡し次にたいこ先入りよ(ゑ)ぼし子より並び次にびん笹七たれをもたせ(ハウハウ)三足どまりに七度廻る終りて中居る親鳥を見かけて(ハウハウ)とよび幣をたたくなり次に当人よりふれまいしてすむなり当人は御酒田にて作精米にて御どぶ酒を本殿の前にて頂く是れで祭礼を終る。

九日には入座式、烏田楽の奉納がある。この日新加入者七名が烏田楽を踊る。新加入者が七名以上の場合は翌年まわしになり、七名にみない場合には前年度すでに講当入りを済ませたもので補充する。服装は紋服に「ちがいで大根」の定紋つきの麻袴を着し、白足袋、草履をはき、背中に紙笠をつけた七垂れの紙垂をつけ「びん笹」と扇子を持つ。踊りは幣を持った親鳥が中央に立ち、その周囲を七名の踊子が円を描いて取囲み、先頭の踊子が小太鼓を鳴らし、他のものは「ハウハウ」と囃しながら七回廻る。一回廻る毎に、かたわらに控える附人が踊子の背中の垂を千切って御神木にゆわえる。廻り終ると踊子はそれぞれ扇子を手にし「ハウハウハウヤ」と囃しながら円の中の親鳥の背を七度うち、もとの場所に帰る。このあと当屋で村人全体の直会が行われる。

伝承によればこの踊りは、「ハウハウ」と千鳥足になるのが田植、中央の御幣をもつ親鳥は稲架に稲をかけたもの、踊子が扇子でその背を打つのは稲扱きをそれぞれ象徴するものといわれている。



北原部落の「からす田楽」の踊子と榊取

十日は後片付のため下番の近隣・親戚のもので祝米用の俵作りをする。また道具の整理をして上番に引渡す。
十一日はお講当日病氣・不浄などで参列できなかった者の飲食がある。

十二日は酒造りの杜氏、その他の手伝人が参集し同様に当人の饗応をうける。この日をもって七日間にわたるお講当祭礼は終了する。

以上が北原の「お講当」の概要であるが、この神事は明治三年以後にもしばしば改正されている。明治二年と大正四年および昭和七年の改正は次のようになっている。

氏神御講改正規約

- 第一 明治参拾貳年旧八月拾壹日字中決議ヲ以テ毎年旧九月八日氏神御講ヲ改正シ従来ノ濁酒ヲ悉皆廢止候事
- 第二 該月五日ハ従前之通り。同七日ハ従前之通りニテ酒堅ク禁止。八日ハ膳ノ上ニテ酒貳斗五升限り取扱ヒ。トワタシニハ銃子ニテ井(?)湯ノ事ト定ム右貳斗五升ノ内酒壹升ハ九日祭礼御神酒ト可致候事
- 第三 ヘソモチハ白米壹斗限りノ定メトス但シ焼餅ハ堅ク禁止ノ事
- 第四 花取飯炊ノ御礼ハ壹人ニ付二日分白米貳斗ノ事

第五 送り膳ハ白米壹升限りノ事

第六 十日ハ従前ノ通りニテ酒ハ堅ク禁止ノ事 右堅ク相守リ可申候也

北 原 字 中

また、大正四年および昭和七年の改正は、次の如くである。

第三條

氏神講当改正規定

旧九月八日正午（新十月十七日朝）ヨリ字中氏神へ参拜スル事
当渡及講当踊等一切執行スル事
神酒ハ字ヨリ式斗（壹斗）（昭和七年旧十六日壹斗五升ニ訂正ス）

ト定メ此内当人ヨリ左の規定ニヨリ其代金ヲ出スモノトス

壹等 七升 但シ壹反壹歩以上

貳等 五升 壹反以下

参等 貳升 参歩以下

一、当渡ノ際ハ両当人及区长花取ハ礼服用用ノ事

一、祭礼ノ用意ハ右四名朝ヨリ着手スル事

一、酒ノ肴ハ持寄ノ事

一、当人ノ清心ハ従前ノ通り行フ事

一、御酒ハ区长ヨリ取寄ル事

一、神官賄ハ当人ヨリスル事

一、御供物ハ当人ヨリスル事

一、大正四年度ヨリ改正シ昼飯ヲ出ス事トシ米ハ区长ヨリ白米貳斗

ヲ出シ当人ハ是ヲ氏神ニテ炊ク事

第四條

炭焼規定

右之通り規定候也

大正四年壹月十六日

北原 字 中

（備考、《》内は昭和七年の改正箇所を示す。）

その後この祭礼は、戦前に烏田楽が廃止され、現在期日は十月一日、期間は一日に短縮されかなりの部分が省略されている。しかし「お当渡し」を中心として榊取・当屋の役割もほぼその原型を残しながら守

られているのは比較的孤立した村落であるためであろうか。同様の地理的条件にある小原田にも類似の「お講当」神事が残されているといわれる。しかしわれわれの往訪した他の村落には殆んど存在しなかった。ただ由良川沿岸の尾藤、宮津市粟田湾にのぞむ由良町脇部落にその痕跡をみるのみであった。

尾藤の氏神八幡神社には、最寄講と大講があったといわれる。しかし現在では大講は最寄講に吸収されている。由良川町脇の氏神奈具神社にも「お講さん」があったが現在では当屋制も消滅し、祭礼も自治会長の兼務する氏子総代によって主宰されている。

その他の部落では痕跡さえもみ出せなかった。天田内の氏神二宮神社は、選挙による氏子総代と輪番制の年番六名により管理され祭礼が執行される。宮津市の喜多、由良川沿岸の宇谷もほぼ同様であった。内宮部落の氏神彌加宜神社は三つの組が一年交代制で管理している。

このようにわれわれの調査地域では宮座の組織と機能は一・二の例を除いてほぼ消滅し、その特徴をすでに失っている。そしてこのような変化の過程を明らかにするためには、明治期に実施された神社行政の影響とともにそれを村落の全体構造との関連で考察することが必要であり、さらに検討を加えねばならない。

三

丹波一円と加佐・与謝の丹波寄り丹後二郡には株講又は先祖講とよばれる同族祭祀の慣行が分布している。われわれの調査地域のほとんどの村落にも存在することが確認された。ただ丹波の一・二の村落には、株講が宮座組織と重層関係を構成する場合がみられるが、竹田聴州民間伝承「一四の二同上」「宮座と株講」同上「一六の二」聴取りの段階では、両者の直接の関係を明らかにするまでには至らなかった。北原部落の「お講当」にみられる村座的構成が株講を媒介とする株座的構成の発展の結果であるかどうかを明らかにするためには、蒐集した資料のより詳細な分析、検討が必要である。ここでは株講の現況のみを聴取りにもとずいて明らかに

する。

現在北原では在住戸総数二十八戸のうち七戸を除く二十一戸がそれぞれ株講を組織している。口北原では上総株七戸、迫田株三戸、奥北原では大隅株五戸、杉本株五戸である。それぞれの株講は山に「オヤシロ」を祀っている。御神体は丸石であり、いずれも当地草分けの祖先を祀るという。上総株は上総五郎金光、迫田株は伊藤迫田大夫であるといわれるが、他の株講は明らかではない。また大隅株講では大正末期に丸石の代りに「株荒神」の石碑を建立した。杉本株講も戦後同様の石碑を立てた。迫田、上総両株講はその外に清荒神を祀る。株講は毎年一回催される。迫田株は十二月二十四日、上総株は一月二十八日、大隅・杉本両株は十二月下旬と定められている。各株ともに輪番当屋制をとり、講の当日「オヤシロ」の清掃を行いその後供饌、参詣し、後、宿で飲食歓談する。供饌の品物は各株区々であるが、餅、神酒、米飯、あるいは赤飯、神酒などのものである。迫田株、上総株ではこの際宿の床に「清荒神」の軸を祭る。これは当屋の持廻りになっている。迫田株には他に刀が持廻られている。また大隅株講では、かつて当日株持ちの水車など道具類の修理を行ったといわれている。講費は各戸負担が原則である。負担額は各株一定ではないが年百円から二百円程度である。また各株講ともに不足分は当屋負担になるようである。なお、上総株講は株講山を所有し現在檜約三百本が植林され管理は当屋があたっている。迫田株講にも若干の株講山がある。奥北原の杉本株講は昭和三十七年新たに株講山二畝を購入し植林している。

元来、この地方では株は同姓集団を意味し、株講は同族協祭の慣行であり、株の構成戸は必ずこの祭りに参加する権利・義務をもち、他株は排除されるという排他性をもつものであるが、北原部落の株講の現況にはかなりの紊れがみとめられる。現存株講のうち迫田、大隅両株講は同姓によって構成され、ほぼ完全に系譜の通れる本・分家関係よりなるのに対して、上総株講にはその認められない異株の他姓三戸、同様に杉本株講にも他姓四戸が含まれ、また杉本株講所属の一戸は大隅株講にも参加している。また、現在いずれの株講にも所属しな

い七戸のうち越中姓三戸は戦前まで、上垣姓二戸は明治初期までは株講を組織し株荒神を祀っていたといわれる。残りの二戸については不明である。このように上垣株が明治初期に株講を廃止していることからみて、北原部落ではすでにこの時期より株内の結束が弛緩し、生活連関における機能が縮少しはじめているものと推定しうるが、杉本株・上総株にみられるように株講に異株を包容しようという変化には、さらにそれ以後の特殊な要因が作用している。

この部落は早くから村外転出戸をかなり多数出している。天明元年戸籍帳によれば五十九戸、前掲明治十七年「神社明細帳」には氏子戸数四十七戸の記載がみられるが、この時期より現在に至る他出戸は十九戸にのぼる。聴取りによって確認したところによれば、杉本姓四戸、大隅姓二戸、山尾姓二戸、大杉姓二戸（以上奥北原）迫田姓四戸、越中姓二戸、袖垣姓一戸、上垣姓一戸、上総姓一戸（以上口北原）である。この移動は、村落生活の様々の側面に影響したと思われるが、株講にもかなり作用している。たとえば、もと三戸で構成されていた大杉株、山尾株はそれぞれ二戸他出、一戸が残留し、二戸よりなる袖垣株も一戸に減少した。これらの株はもとそれぞれ独立の株講を組織していたが、構成戸の他出により維持が困難になり分解したものである。またもとはかなり大きな株内を擁していた同族も、転出家族の増加によって規模が縮小している。杉本姓七戸のうち四戸転出、迫田姓六戸のうち三戸転出などはその例である。

戦後これらの家の間に株講再編成への動きがあり、奥北原の大杉・山尾両家は、他の下地組への比較的新しい移住戸（大隅源造家）と来住戸（鈴木政雄家）とともに同じ下地組に属する杉本株に編入された。前者大隅姓は、もとは奥北原上地組の大隅株に属したが、火災にあり現在の下地組に転居したものであり、大隅株講所属のまま「下地組に住む」という理由で杉本株講にも参加した。「下地組のものが杉本株である」といわれるように、杉本株講には異株の家々の地域的近接にもとづく結合がみられ、そこに株結合の変化とともに株講の変質をうかがうことができる。また口北原上総株を構成する他姓三戸は、必ず

しもフォーマルな組とは重層しないし、再編成もすでに戦前行われたようであるが、杉本株と同様に近隣関係にもとずいていることは明らかである。株講の変化の一方を示すものであろう。

このような変化は、われわれの調査した他の村落にもかなり顕著にみることが出来る。天田内部落には三荒神がある。総戸数八十一戸のうち七十戸が株講を組織しているが、ここにも異株共同の祭祀がみられる。二つの異姓三十戸で林荒神、五つの異姓二十五戸で中荒神、五つの異姓十五戸で権現荒神を祀るがこれらの株連合はほぼ組を単位としてしている。株講行事は他部落と大体同様で当屋が荒神の清掃を行い、宿の前に幟を立て、床の間に各荒神の軸を祭りその後直会する。桑飼上の刈田、新宮部落では、村内各株の一村共同祭祀が行われている。

このような株講の構成の変化は、家々の関係の変質をも伴う。したがって杉本株講が最近株講山を購入し、オートバイの共同購入のため頼母子講を催したということ、そして、このように地域的に再編成された株講が、他の伝統的な構成をとる株講よりもより活発に活動しているということ、本来の株内結合の意味にそった機能として理解することは妥当ではない。それはむしろ近隣関係における協力・互助の系列に属する行為とみるべきであろうが、それでもそこになお伝統的な性質が温存されている点も看過しえない。たとえば上総株講の場合、他の株講では座席順が年長順あるいは自由であるのに対して、正座に本家、次いで上総姓、末席に他姓三戸が着席することが固く守られているといわれるように、この場合には他株を包摂することに よって株講本来の株内意識が強化され、本家の家権威が顕在化したことを示している。また戦前存在した観音講、愛宕講などの宗教講が奥北原ではほとんど中絶され、口北原ではそれが寄講に合併されているにもかかわらず、株講のみがかなりの変容を示しながら続営されてきたことにも注意すべきである。これらのことは、北原の株講が家の関係を越えた居住の近接にもとづく近隣関係の性格をかなり濃厚に混入しているが、同族的性格をなお維持していることを物語るものである。

いうまでもなく、このような株講の変化は、村落の全体構造における変化と密接に関連しているであろう。とくに親方・子方関係とは内的に緊密な連関をもつと思われるのであり、これらの機能的連関とその変化を明らかにすることが重要であるが、そのためにはさらに詳細な分析が必要である。ここではさしあたり親方・子方慣行の概要を次に記しておくこととする。

この地方では一般に親方子方に対する特別の呼称はない。親方取りは男・女ともほぼ十五・六才で行われる。結婚を機会に親方取りをする例もあるが一般的ではなかったようである。養子は来住当年に親方取りをした。子方別れは親方の死亡、他出などにあたって行われる。とくに北原は、前述のように他出戸を多く出しているから、あらためて親方取りをする例はかなり多かったものと推定される。したがって、この関係は必ずしも代々の家の関係として固定したものではなかったようである。親方取りには子方が父親に伴われて親方を訪れ、「オヤコサカヅキ」をうけ、その後親方の接待をうける。子方は扇子とシマ一反場合によつては米、ツツミ、酒を持参する。またある場合には祝儀と半手樽に酒一升五合（一生繁昌の意）をそえて持参する。親方からは子方シルシとして麻袴（明治以後は羽織・袴になった）を貰う。これは結婚式の意味するといわれている。また山林田畑の譲渡があったといわれるが一般的ではない。その後吉日を選んで子方より親方を招き再び盆をかわす。この時には子方側のコイシン（近い親戚）が列席する。その後氏神に親方取りの報告をしたようである。内宮部落では、親方取りにあたって別にチュウニンを立てる。またここではサラシ一反（親方の意のままに染るとい意味あり）を持参したようである。

婚礼、葬式などにおける親方の役割は重要であったが、その他日常生活の末端に及ぶ種々の配慮・庇護・保証があったようである。経済的な生活連関における援助、協力が主なものであろうが、「親方取りをして家にハクをつけた」といわれるように、地位、家格などにも深く関連しているようである。結婚式はすべて親方の采配によつて進め

られる。夫婦盃には末席につき式の進行その他一切のきりまわしをするが翌日の披露には正座につく。葬式のさいの「くやみうけ」その他のきりまわしも親方役である。野辺送りの「オヤダイマツ」も親方がもち、葬列の先頭にたつ。また正月の十五日には親方の「子方よび」があり年賀をうけるがその際子方は酒、砂糖三斤、魚などを持参する。また正月には子方側からも親方を招待し、盆には中元をおくりその他の吉凶時の人足もつとめる。

構成的にみると北原の親方子方はかなり複雑に錯綜した関係を示している。聴取りで確認しえた範囲では、親方取りが特定家にたいして集中してなされた形跡はなく、株内結合とも重ならない場合の方が多いようである。しかも五人の子方を抱える親方が最大の規模で一人ないし二人が一般的であり、また親方取りはほぼ村内在住戸にたいしてなされ、なお子方を抱える親方がさらに親方取りをするためその組み方は極めて複雑である。この関係が何にもとずくものであるかを明らかにすることは重要であるが、そのためにはさらに詳細な分析を行うことが必要である。

戦後このような親方の役割は縮少し、現在では親方取りの慣行も消滅している。しかし現在でも結婚の際には「親方がわり」をとりそれが結婚式においては、ほぼ昔と同様の役割をはたしているのは、親方取り慣行の消滅にもかかわらずなお儀礼的な側面で、微弱ではあるがその関係が維持されていることを示すものであろう。

(附記) 関西学院大学では明治期を対象とする研究に対して研究助成金を出しこれを奨励せられたが、われわれも「明治期における村落社会の研究」なるテーマで研究費を昭和廿七・八の両年度にわたって受けた。これにより卅七年には兵庫県津名郡津名町佐野を、卅八年度は京都府加佐郡大江町北原を調査し、いまその整理中であるが、種々の都合で後者を先に検討している。この稿は右の第一回の研究報告である。記して学長・学部長並びに社会学部教授会が与えられた御配慮に対し深く感謝したい。

この調査研究は、余田と光吉が行っているのであるが、歴史的研究の側面では文学部の藤木喜一郎教授に参加を願っている。また調査実施に当っ

ては、社会学部助手六車進子、同大学院学生塩谷俊雄および宮下豊、学部学生山下忠彦・小沢洋子が助力した。

調査に当っては、大江町教育長守谷源一氏、産業課長富田尊之助氏、町議会議員で産業経済委員長でありかつまた北原の区長たる杉本直雄氏、北原副区長上垣格氏、ならびにとりわけ元榊取大隅源造氏には一方ならぬお世話になった。また北原区の方々、その他往訪地の方々にも夫々貴重な時間をさいていただき感謝している。内宮の増田桑吉氏、天田内の旅館みな徳の梅原氏よりの聴取りは北原を訪れることになった重要な契機であった。ここに記して右の方々には心から御礼を申し上げることにしたい。——一九六三年十月五日記——なお、北原の重要な神事としての「鳥田楽」が、昭和卅八年十二月十九日のNHK総合テレビ「ふるさとのうた—丹後路—」という番組で放送されたことを記しておく。